

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 29 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 28 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで
③ 昭和55年6月から57年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、母親が集金人に納めていた。また、昭和40年ごろ、A都道府県に転出してからは自分で納めた。50年ごろ、B市町村に戻ってきてからは、夫の分と一緒に納めていた。申立期間③の保険料も納めたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降の夫婦の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和40年1月13日、資格取得は39年C月D日に遡^{そきゅう}及して行われ、申立期間②については、現年度保険料として納付可能であった上、その直前の39年4月から同年6月までの保険料は納付されていることが確認でき、申立期間②の保険料について集金人に納付していたとする主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①については、このうちの昭和38年3月から39年2月までの期間は、その当時、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することはできなかったものと推認されるとともに、39年3月につ

いては、過年度保険料として納付可能な期間であったものの、過年度保険料を集金人に納付することはできないとともに、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない（なお、申立人の国民年金の資格取得日は、現在、昭和 38 年 C 月 D 日となっているが、これは、E 区で別の手帳記号番号が払い出された 40 年 8 月 30 日の時点で 38 年 C 月 D 日とされたものである。）。

申立期間③については、申立人は、夫の国民年金保険料と一緒に二人分を納付していたと主張するところ、夫も同期間は未納であり、申立期間③の直後の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は夫婦二人とも申請免除期間となっていることが確認できるとともに、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 16 日まで
株式会社 A と株式会社 B に勤務した厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたこととなっていることに納得がいかない。

私は、退職後、脱退手当金を受け取れるということ自体を知らないし、受け取った覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 11 か月後の昭和 48 年 6 月 28 日に支給決定されたこととなっているが、申立期間の最終事業所である株式会社 B の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録の前後に記載されている女性の被保険者 100 人のうち、脱退手当金の受給資格を満たしている 87 人の支給記録を調査した結果、脱退手当金の支給記録が確認できるのは 1 人のみであり、同事業所を退職した複数の者から同事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求が行われていたことはうかがえないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、株式会社 A 及び株式会社 B の健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 47 年 10 月 27 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人が株式会社Bを退職後に就職した事業所では、株式会社A及び株式会社Bと同一の厚生年金保険被保険者記号番号になるよう加入手続きがとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものであるとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを30万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和44年11月28日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成14年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和60年11月8日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年7月までを20万円、同年8月から同年10月までを30万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゆう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年8月1日付けの随時改定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年7月までは20万円、同年8月から同年10月までは30万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和45年2月21日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和49年4月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年7月までを19万円、同年8月から同年10月までを22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゆう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年8月1日付けの随時改定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年7月までは19万円、同年8月から同年10月までは22万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和56年5月15日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和47年3月10日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを15万円、同年10月を16万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは15万円、同年10月は16万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和59年4月2日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和54年2月17日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを20万円、同年10月を22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和53年4月10日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和41年11月29日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成10年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを32万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和39年2月19日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成13年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡及^{そきゅう}して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和41年3月29日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成13年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを20万円、同年10月を22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和54年3月26日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成20年2月29日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを24万円、同年10月を22万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和45年6月6日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成8年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

^{そきゅう}遡及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を^{そきゅう}遡及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和39年2月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成10年4月30日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は^{そきゅう}遡及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に^{そきゅう}遡及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同様に

遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和44年3月1日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在まで継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを22万円、同年10月を24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは22万円、同年10月は24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和47年4月3日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和50年11月11日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bにおいて現在も継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを24万円、同年10月を26万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和52年8月22日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成13年8月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和52年4月11日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成14年1月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和53年2月6日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成6年5月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを19万円、同年10月を18万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは19万円、同年10月は18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和60年8月30日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成20年12月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年9月までを19万円、同年10月を20万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年4月から同年9月までは19万円、同年10月は20万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和54年4月11日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成12年8月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成5年11月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年10月までを24万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人は、平成5年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年12月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していないことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の雇用保険の記録によると、申立人は株式会社Aに、申立期間において勤務していることが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年4月30日とされている。

しかしながら、申立人の資格喪失日の処理は、平成5年11月30日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる上、平成5年11月30日現在で同社に在籍していた94人の従業員のうち90人が申立人と同

様に遡^{そきゅう}及喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、平成5年10月1日付けの定時決定に係る申立人の標準報酬月額がいったん記録された後に、同年11月30日付けで取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年4月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡^{そきゅう}及して処理した同年11月30日であると認められる。

また、平成5年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成5年11月30日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録（昭和59年2月27日に株式会社Aで被保険者資格を取得した後、同社の事業を承継した株式会社Bで平成15年10月31日に資格喪失するまで、継続して加入している。）により、申立人は遡^{そきゅう}及喪失処理がされた平成5年11月30日以降についても株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務内容及び雇用形態等が同様であった複数の同僚が所持する給与明細書の記録から、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年11月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成5年11月の標準報酬月額については、平成5年11月30日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に廃業し、当時の事業主も死亡しており不明であるが、平成5年11月30日に同年4月30日に遡^{そきゅう}及して資格喪失をした旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年11月分に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成3年4月25日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月21日から3年4月25日まで
私は、平成2年8月から3年5月の連休ごろまでA株式会社で働き、厚生年金保険の標準報酬月額は34万円だった。当時、社会保険についての説明等も無く、厚生年金保険の標準報酬月額が20万円に引き下げられていることが今になって分かったので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び同僚の証言によると、申立人はA株式会社に、申立期間において勤務していたことが確認できるところ、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年2月28日とされ、申立人の2年8月から3年1月までの標準報酬月額は20万円とされている。

しかしながら、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日の処理は、平成3年4月25日付けで遡^{そきゅう}及して行われている上、申立人の同社における2年8月から3年1月までの標準報酬月額は、34万円であったものが、同社が適用事業所でなくなったとされている3年2月28日以降の同年4月25日付けで遡^{そきゅう}及して20万円に訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者であった者 11 人のすべてが遡^{そきゅう}及して資格を喪失し、そのうち申立人を含む 8 人が当該処理と同日又はその後^{そきゅう}に遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

さらに、複数の同僚の証言から、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 3 年 2 月 28 日においては、同社の従業員数等に変わりはなく、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額の訂正に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A株式会社が厚生年金保険の全喪及び申立人の資格喪失の処理を行った平成 3 年 4 月 25 日であると認められる。

また、申立人の平成 2 年 8 月から 3 年 3 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から同年12月28日まで

私は、A株式会社に勤務し厚生年金保険に加入していた。標準報酬月額の減額訂正については全く聞かされておらず、倒産については、突然に従業員と一緒に知らされた。申立期間における標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、62万円とされていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年12月28日）の後の平成14年1月10日付けで、13年4月1日に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、13年12月28日現在で同社に在籍していた5人についても、申立人と同様に遡^{そきゅう}及した標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年4月1日から同年12月28日までの標準報酬月額を9万8,000円とする訂正処理を14年1月10日付けで遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年2月28日まで
私は、株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していた。

当時、支給されていた給料と社会保険庁に届け出されている報酬月額に対して、不当に低い標準報酬月額にさかのぼって訂正処理されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円とされていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年11月1日）の後の平成4年3月7日付けで遡及して9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の15人についても、4年3月7日付けで遡及した標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年10月1日から3年2月28日までの標準報酬月額を9万8,000円とする訂正処理を4年3月7日付けで遡及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から48年3月まで

昭和46年7月の入籍後に国民年金に強制加入した。夫の国民年金保険料は集金人が何か月かごとに集金に来ており、私の加入後は二人分を同じ集金人に納付していた。保険料の金額や1、2年分をまとめて納付したかどうかの記憶は薄いですが、納付書と思われる白い用紙を2枚もらって納付したと記憶している。

また、昭和49年12月にA市町村から転出した時の国民年金被保険者移動連絡票では、夫の保険料は50年12月まで納付していることになっているが、私の分の保険料と間違えて記入したのではないか。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金に加入した後は夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和48年6月28日、資格取得は43年B月C日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、申立人が国民年金に加入する手続を行ったのは手帳記号番号が払い出された48年6月28日以降であると考えられ、加入した時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、A市町村では、「集金人は過年度保険料の納付書の作成や保険料の集金は行っていなかった。」と回答している。

また、申立人は、「A市町村から転出時の夫の国民年金被保険者移動連絡票では、昭和50年12月まで納付したことになっていることから、50年1月から同年12月までの保険料は、申立人の保険料として納付した保

険料を夫の保険料として誤って記録したものではないか。」と主張するところ、A市町村が保管する夫の国民年金被保険者名簿の記録では、保険料の納付は昭和49年12月までであることが確認できる。国民年金被保険者移動連絡票の納付記録は、国民年金被保険者名簿の納付記録を転記したものであることから、夫の国民年金被保険者移動連絡票の記録は、A市町村が申立人に説明したとおり、「昭和49年12月」と記載すべきものを「昭和50年12月」と誤記したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、免除申請をした記憶は無く、昭和42年か43年ごろ、A市町村役場職員に保証人になってもらい市町村の社会福祉協議会から借りたお金で保険料を納付し、その後、長男がけがをした際の補償金で同じ役場職員に依頼して納付したことを記憶しているため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は申請免除期間とされているが、昭和42年か43年ごろ、市町村の社会福祉協議会から資金を借りて一部期間の国民年金保険料を納付した。また、長男がけがをした際に受け取った補償金で残りの期間の保険料を役場職員に依頼して納付した。」と主張するところ、A市町村では、「社会福祉協議会には、国民年金保険料を納付するために資金を貸し出す制度は無かった。」と回答している。

また、申立人が、国民年金保険料の納付を依頼したとする役場職員（既に死亡）は、当時、国民年金の担当ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで

昭和 33 年 4 月 1 日にA社に入社し、平成 12 年 1 月 31 日に退職するまで、途中で辞めたことはない。昭和 37 年 8 月 1 日付けでA社B支店から本店C部付けとなり、同日から 38 年 8 月 1 日までの期間は、D労働組合専従者として勤務していた。同労働組合は、38 年 2 月 1 日から厚生年金保険の任意適用事業所としての認可を受けたが、それより前は、本店E課の給与事務担当者が給料日に社会保険料や税金等の個人負担分を集金に来ており、私の厚生年金保険料についても、当該給与事務担当者が同社の従業員と一緒にまとめて納付していたはずである。申立期間当時は、労働組合専従期間ではあったが、昇給、昇格、賃金等、社員として取り扱われていた。

私の厚生年金保険の加入記録が抜けているはずはなく、抜けているとすれば事務ミスである。申立期間について、厚生年金保険加入期間として回復願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 8 月 1 日からD労働組合で専従事務に従事していたが、同労働組合が厚生年金保険の適用事業所となる 38 年 2 月 1 日までの期間については、A社本店E課の給与事務担当職員が給料日に個人負担分の厚生年金保険料を集金に来ており、申立期間については、同社において厚生年金保険に加入させていたはずである。」と主張しているが、A社が保管する申立人の人事記録によれば、申立人がD労働組合専従者として同労働組合に勤務していた昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 7 月 31 日までの期間については、「C部付休職」として発令されていることが確認でき

るとともに、申立人は、専従期間中は労働組合から給料が支給されていたと供述していることから、申立期間当時、申立人とA社との間に「使用関係」は無かったものと考えられる。

また、申立人は、「労働組合専従者は、労働組合から給料が支払われていたため、労働組合として厚生年金保険の適用を受けるよう社会保険事務所から指導を受け、自分で任意加入の申請手続きを行い、昭和38年2月1日付けで認可を受けた。労働組合の専従者は、私一人だった。」と供述しており、社会保険事務所の記録でも、D労働組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年2月1日であることが確認できることから、申立期間当時、同労働組合は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、かつ、非適用事業所であったものと推認される。

さらに、申立人は、「退職後にF厚生年金基金から一時金の支給を受けているが、当該一時金の給付額計算基礎期間は、昭和33年4月1日から平成12年1月31日とされているため、申立期間についても当該一時金計算基礎期間に含まれているはずである。」と主張しているが、申立人が所持する「厚生年金基金一時金裁定通知書」（平成12年2月1日付けF厚生年金基金理事長名通知）によれば、申立人の同基金加入員期間は41年4月（496か月）と記載されており、申立期間は含まれていないことが確認できる。

このほか、社会保険事務所が保管するA社及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において、申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられないとともに、A社では、「関係資料が廃棄されているため、申立人の厚生年金保険加入の有無については分からない。当時のE課給与事務担当者についても、資料が無く不明である。」と回答しており、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 21 日まで
60 歳になり、A 社会保険事務所で年金の手続をした際、B 株式会社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みであることを初めて知った。

B 株式会社を退職後、昭和 40 年 3 月末には実家に戻って花嫁修業をしており、社会保険事務所の窓口や郵便局等で現金を受け取った記憶は全く無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 7 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、B 株式会社を退職後に勤務した事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、B 株式会社において取得した厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月2日から32年12月13日まで
昭和32年12月にA株式会社B工場を退職した後、すぐにC都道府県に来て結婚したが、脱退手当金の請求書を書いた記憶も受け取った記憶も無い。

申立期間は脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の支給対象期間にならないとのことだが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和33年2月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている前後120人の女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和32年12月13日の前後1年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている58人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、56人に脱退手当金の支給記録があり、このうち54人が退職後3か月以内に支給されている上、「会社の代理請求で脱退手当金を受給した。」との同僚の証言があるほか、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 39 年 7 月 17 日まで
申立期間においては、A都道府県B市町村にあるC有限会社に勤務していた。

退職してすぐに実家に戻ったが、その後も働くつもりであった。

再就職する前の昭和 39 年 10 月 1 日に脱退手当金が支給されたことになっているようだが、手続をしていない。

第3 委員会の判断の理由

C有限会社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる表示「退手 自 36 年 2 月 1 日 至 39 年 7 月 17 日」が記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 39 年 10 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、C有限会社を退職した後に勤務した事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、C有限会社において取得した厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 22 日から 43 年 5 月 16 日まで
厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から、A株式会社B営業所及びA株式会社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は脱退手当金を受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示「脱退手当金 43. 7. 17」が記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した女性のうち、連絡先の把握できた一人の者は、「退職時に会社の経理担当者から、厚生年金保険を一時金で受け取るか、このまま保留にするかを聞かれた。」と証言している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 57 年 3 月から、A 港の B 沖で有限会社 C の D 船に作業員として乗っていた（機関の無い船のため船員保険無し）。その後、同年 7 月ごろから同社の E 船に乗り、作業に従事した。

船員手帳には「昭和 57 年 9 月 30 日雇止」とある上、実際には昭和 57 年 10 月中旬まで乗船して作業をしていた。私の船員保険の加入期間が 57 年 8 月 1 日から同年 9 月 28 日となっているのはおかしい。

同時期に E 船に乗船していた人は、自分以外は他の都道府県出身で、期間も短かったため名前を思い出せない。保険料納付についても資料は無く、詳細は不明だが納付していたものと思う。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の雇入契約の記載は、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、E 船での船員保険の加入記録が確認できる者 3 人から、同人の船員手帳に記載されている雇入日及び雇止日を聴取したところ、いずれの者も船員保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録と相違しており、申立人所持の船員手帳記載の雇入日及び雇止日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得及び喪失の根拠とすることはできない。

さらに、船舶所有者である有限会社 C は既に全喪している上、同社の社

長及びE船の当時の船長は既に死亡しており、申立期間当時、同社の厚生年金保険又は同船舶の船員保険に加入していたことが確認できる者5人から聴取しても、申立人を明確に記憶している者はおらず、申立人が申立期間において、船員保険に加入していたことを確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するE船の船員保険被保険者原票をすべて確認したが、申立人の加入記録は昭和57年8月1日から同年9月28日までの期間以外には無く、被保険者証記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成元年4月1日まで
私は、昭和36年6月にA株式会社B支店に入社し、平成元年3月まで働いた記憶がある。同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和63年4月1日となっているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では、A株式会社B支店における加入記録は昭和63年4月1日までとされているが、平成元年3月まで勤務した。」と主張するところ、雇用保険の記録及び同事業所が保管する履歴台帳から、申立人が昭和63年3月31日に退職したことが確認できる上、同事業所では、「申立人は昭和63年3月31日付けで退職しており、厚生年金保険被保険者資格を同年4月1日付けで喪失している。定年後嘱託としての継続雇用制度はあったが、申立人については継続雇用の記録は無い。」と回答している。

また、同事業所を昭和63年3月31日に退職した同僚は、「申立人も同日に退職した。」と証言している。

さらに、C市町村が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
② 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、妻（当時）の伯父の紹介で、A都道府県B市町村にあったC株式会社に勤務していた。

申立期間②についても、同じ伯父の紹介により、従業員が5人ぐらいの会社で働いた。

いずれの期間も、会社が社会保険に加入していることを確認して勤務し、給与から厚生年金保険料が引かれていたと記憶しているので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、C株式会社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであると主張するところ、当時の同社の事務担当者は、「会社の経営が厳しい状況にあった昭和 41 年の春には正社員の採用は無かった。社会保険に加入させない条件で臨時職員として雇用することはあったかもしれない。41 年 8 月までに現場作業員はすべて退職し、事務職員約 20 人が残務処理をしていたが、その中に申立人はいなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、同社では、申立期間直前の昭和 41 年 3 月 7 日に一人が厚生年金保険被保険者資格を取得した後は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 42 年 3 月 21 日まで資格取得者が一人もいないことが確認できる。

さらに、C株式会社は既に適用事業所ではなくなっていることから、

事業主の所在も不明であり、申立人の勤務状況を確認することもできない。

このほか、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

- 2 申立期間②について、申立人は、A都道府県B市町村に所在していたD事業所又はE事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張するところ、申立期間当時、B市町村に所在するD事業所又はE事業所若しくは類似名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人は、申立期間②当時の勤務先の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、D事業所又はE事業所については、法人登記も確認できないことから、事業主等から当時の勤務状況等について聴取することもできない。

このほか、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。